## 「ツキノワグマ出没注意報」の発令について

令和6年4月1日自然保護課

## 1 目的

今年は冬の間の気温が高く、クマの活動が活発なためか、例年はクマの目撃が少ない1月~3月に県内各地でクマの目撃が相次いでいます。さらに今後、冬眠から目覚めたクマの出没数増加が見込まれることから、人身被害等の発生を未然に防止するため、「ツキノワグマ出没注意報」を発令することで、最大限の注意喚起を図るもの。

2 発令期間 令和6年4月1日から令和6年7月31日まで

## 3 発令基準

- (1) 注意報
  - ア 前年秋のブナやコナラの実などの堅果類の結実が、並作又は豊作の とき (春期)
  - イ <u>2月から3月の平均気温が例年よりも高く、クマの活動が例年より</u> <u>も早く活発となる可能性があるとき(春期)</u>
  - ウ 当該年のブナやコナラの実などの堅果類の結実が、凶作又は大凶作 と予測されるとき (秋期)
  - エ 前月のクマの目撃件数が例年より大幅に多いとき
  - オ その他クマの出没による人身被害等の発生が懸念されるとき
- (2) 特別注意報
  - ア クマによる人身事故が発生したとき
- (3) 警報
  - ア クマによる死亡事故が発生したとき
  - イ その他クマの出没による人身被害等の拡大が懸念されるとき